

令和7年度第1回

朝霞市情報公開・個人情報保護審議会会議次第

令和7年5月22日（木）

午後2時00分から

市役所 別館2階 第1委員会室

1 開 会

2 配付資料の説明

3 議 題

(1) 新規・変更事業の報告について

(2) 令和6年度情報公開制度・個人情報保護制度運用状況の報告について

(3) 令和6年度職員への研修に関する報告について

(4) 令和6年度委託に関する報告について

(5) 令和6年度個人情報保護委員会への漏えい等の報告について

(6) 市政の情報提供及び審議会等の会議開催・公開に関する指針の改正について

(7) その他

4 事 務 連 絡

5 閉 会

個人情報取扱管理簿届出書

(新規分)

事務事業名	朝霞地区4市共用火葬場設置検討事業
理由及び経緯	朝霞地区4市共用火葬場設置基本構想を策定するに当たり、市民コメントを実施するため。 ※市民コメント制度は、計画等の策定にあたり、趣旨、目的、内容を公表し、市民の皆さんから意見、情報、専門的知識の提出を受け、提出された意見の概要と市の考え方を公表する手続きのことです。
内容	①本人確認を行うため、「氏名」、「住所」を収集する。 ②意見受付のため、「電子メールアドレス」を収集する。 ③朝霞地区4市共用火葬場設置基本構想の参考とするため、「主義・主張」（意見）を収集する。
担当	市長公室 政策企画課 政策企画係

事務事業名	こどもの居場所づくり推進事業
理由及び経緯	市内の子育て支援並びに中学生及び高校生の居場所づくり、こどもの学習支援、こども食堂、フードパントリーを運営している団体が行う活動を支援するため、朝霞市子どもの居場所づくり推進事業補助金を交付することとなったため。
内容	①補助金交付の資格確認及び本人確認のために「氏名」及び「住所」を収集する。 ②問い合わせをする際に必要なため「電話番号」を収集する。 ③補助金の振り込みに必要なため、「振込先金融機関名・預金種目・口座番号・口座名義人」を収集する。
担当	こども・健康部 こども未来課 こども未来係

事務事業名	低所得のひとり親家庭等（課税世帯）生活支援特別給付金支給事業
理由及び経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年11月22日に閣議決定された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加分を活用して、本市において、食費等の物価高騰に直面し、その影響を受けたひとり親世帯を支援するために、低所得のひとり親家庭等（課税世帯）生活支援特別給付金支給事業を実施する。ひとり親家庭等の中でも、住民税非課税世帯支援給付についての給付は決定していることから、課税世帯を対象として、給付金を支給する。 ・支給対象世帯を、令和7年1月1日時点の児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費の受給者（課税世帯）とすることから、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費の受給状況を確認する必要がある。 また、令和7年3月末までに新規や転入等で児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費の申請があり、支給相当となった世帯についても支給対象となることから、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費の申請状況を確認する必要がある。 ・非課税世帯の給付金と重複しないために、子育て世代（住民税非課税世帯）支援給付金（追加分）の支給状況を確認する必要がある。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年1月1日時点の児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費の受給者（課税世帯）が対象であることから、対象者の絞り込みのために低所得者支援・定額減税調整給付金支給プロジェクト・チームの「子育て世代（住民税非課税世帯）支援給付金（追加分）支給事業」から目的外利用を行う。 ・プッシュ型で支給を行うため、申請は不要。口座情報等については、「児童扶養手当」や「ひとり親家庭等医療費」から目的外利用を行う。 ・支払データを作成してもらうため、委託先の「株式会社 電算」に「氏名」「宛名コード」を引き渡す。
担当	こども・健康部 こども未来課 こども未来係

(変更分)

事務事業名	放課後子ども教室事業
理由及び経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度から朝霞第六小学校と朝霞第八小学校で、通学してくる児童を対象に居場所提供型放課後子ども教室を開始することになった。 ・教室参加児童の入退出管理や保護者への連絡等にアプリを利用するため、放課後子ども教室入退室管理アプリ事業者（ラインズ株式会社）に参加児童の個人情報を提供する。 ・教室運営を委託するに当たり、委託事業者に参加児童に係る個人情報を提供する。 <p>※居場所型放課後子ども教室とは、平日や長期休業中に、小学校の余裕教室等を活用し、子どもの居場所を提供し見守りを行う事業。</p>
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・参加児童の「氏名」、「通学先」、「学年」を入退室管理アプリに登録する（入退室管理アプリ事業者に提供する） ・教室運営のため、業務委託事業者に放課後子ども教室参加児童に係る「氏名」、「通学先」、「学年」、「電話番号」を提供する。
担当	生涯学習部 生涯学習・スポーツ課 生涯学習係

令和6年度情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告書

公文書公開請求・公文書公開申出の受付件数と決定の状況

実施機関	受付件数		決定の状況					公開率(%)※	
			公開	部分公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	公開	部分公開	
市長	請求	18件 92文書	9文書	14文書	65文書 (65文書)	4文書	14	29	
	申出	—	—	—	—	—	—	—	
教育委員会	請求	5件 10文書	4文書	5文書	1文書 (1文書)	—	40	90	
	申出	2件 2文書	1文書	1文書	—	—	50	100	
市議会	請求	1件 1文書	—	—	—	1文書	100	100	
	申出	—	—	—	—	—	—	—	
合計	請求	24件 103文書	13文書	19文書	66文書 (66文書)	5文書	17	35	
	申出	2件 2文書	1文書	1文書	—	—	50	100	

※公開率は、文書数で計算し、小数点以下を切捨てています。取下げは公開に含めています。
 ※受付件数は、一つの申請で複数の担当部署にまたがる場合、各担当部署で計上しています。
 ※取下げについては、情報提供による対応にしたものです。

保有個人情報開示請求の受付件数と決定の状況

実施機関	受付件数		決定の状況				
			開示	部分開示	不開示 (うち不存在)	存否応答拒否	取下げ
市長	27件	27文書	2文書	13文書	9文書 (9文書)	—	3文書
教育委員会	1件	2文書	1文書	1文書	—	—	—
合計	28件	29文書	3文書	14文書	9文書 (9文書)	—	3文書

保有個人情報訂正等の請求受付件数

市が保有する保有個人情報に事実の内容が事実でないと思料するときは訂正請求を、個人情報保護法の規定に反して保有、取扱い、取得、利用、提供等が行われた場合は利用停止請求をすることができます。令和6年度における訂正請求は5件、利用停止請求は2件となっています。

令和6年度 職員への研修状況

情報公開制度・個人情報保護制度について、令和6年度は以下のとおり研修を行いました。

日程	研修名	参加者数
令和6年4月2日	新規採用職員研修 <対象者> 令和6年度新規採用職員	23人
令和6年5月13日 ～6月14日	情報公開制度・個人情報保護制度研修会 <対象者> (1)個人情報保護管理者(所属長) (2)個人情報保護担当者 (3)係長級職員 (4)希望者	224人 (動画視聴者)
令和6年5月13日 ～6月14日	情報セキュリティ共通実施手順(業務情報編)研修会 <対象者> (1)情報セキュリティ管理者(所属長) (2)業務情報セキュリティ担当者 (3)係長級職員 (4)特定個人情報を取り扱う職員 (5)希望者	283人 (動画視聴者)
令和6年7月2日	新規採用職員研修(7月入庁) <対象者> 令和6年度新規採用職員(7月入庁)	15人
令和6年8月23日	個人情報保護制度研修会 <対象者> 入庁2年目職員	23人
令和7年1月24日	主任級研修 <対象者> 令和6年度主任級昇格者	25人

資料4

令和6年度 委託に関する報告について

令和6年度における個人情報を取り扱う業務委託の状況は以下のとおりです。

①業務委託全般

項目	件数等	備考
業務を委託している部署数	31部署	
業務を委託した事業数	199件	再委託数5件、再々委託1件、委託以外の契約（賃貸借契約、使用契約）2件含む。
委託事業者数	361者	同一事業で複数の事業者に委託している場合あり。

②事業者に対する検査

検査方法	件数等	備考
実地検査	56者	個人情報の取扱いに関する特記事項「個人情報取扱状況の確認書」による。
書面検査	286者	個人情報の取扱いに関する特記事項「個人情報取扱状況の確認書」による。
その他	19者	業務日誌等の提出、職員が常時同席して確認している業務等。

③事業者のプライバシーマーク等の取得状況

検査方法	件数等	備考
プライバシーマーク（Pマーク）	45者	約12.5%
ISMS認証（ISO27001）	5者	約1.4%
プライバシーマーク・ISMS認証 両方取得	59者	約16.3%
取得なし	252者	約69.8%

※個人情報取扱状況確認の点検結果が「否」（適切でない）となった業務はありませんでした。

令和6年度 個人情報保護委員会への漏えい等の報告

報告件数

1件

内 容

該当部署：障害福祉課

概 要：複数の宛先にメールを送る際に、BCCで送信せず、全てのメールアドレスが互いに閲覧できる状態のTOで送信してしまった（36件）。

報告事由：要配慮個人情報を含む（障害の有無）

速 報 日：令和6年12月27日

確 報 日：令和7年1月14日

本人通知：令和6年12月26日に対象者にお詫びの通知を送付し、メールアドレスを削除するように依頼した。また、令和6年12月27日と令和7年1月6日に対象者宅へ訪問し、謝罪した。

再発防止策：外部の複数の宛先にメールを送信する際は、送信前に複数人での確認を徹底することとした。また、課内において、職員研修を行った。

《参考》

個人情報保護委員会への報告該当事案以外の漏えい等事案は以下のとおり。

時期	担当部署	概要
令和6年4月	保険年金課	保険証を別人に送付した。
令和6年5月	保育課	証明書を別人に送付した。
令和6年6月	保険年金課	裏面に別人の個人情報が記載された用紙（委任状）を窓口で渡した。
令和6年7月	図書館	別人の情報が記載された予約割当票が挟まれたまま図書を貸し出した。

※朝霞市内部統制運用状況報告書において公表予定。

「個人情報保護制度の手引」の改訂について

法改正に伴い「個人情報保護制度の手引」下記のとおり改訂を行います（令和7年6月発行）。

該当ページ等	改訂内容	備考
33～35 「個人識別符号の定義」の政令第1条、 規則第2条、規則第3条、規則第4条	新たな条文に差替え	※被保険者証
132 「本人確認」の政令第22条1（1）	「健康保険の被保険者証、」を 削除	※被保険者証
147、234、235、236、237、253、254、274、 275 の「懲役」の文言	「拘禁刑」に変更	※刑法改正

※被保険者証…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日からすべての健康保険の被保険者証の交付を終了することとなりました。これに伴い、個人情報の保護に関する法律施行令、個人情報の保護に関する法律施行規則、国のガイドライン、朝霞市個人情報の保護に関する法律等施行規則等が改正されたため、手引の該当部分を修正するものです。

※刑法改正…懲役及び禁錮を廃止し「拘禁刑」を創設することなどを内容とするものです。刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行されます。これに伴い、個人情報の保護に関する法律施行令、個人情報の保護に関する法律施行規則、国のガイドライン、朝霞市個人情報の保護に関する法律施行条例等の文言の「懲役」が「拘禁刑」に改められましたので、手引の該当の文言を修正するものです。